

2010年1月22日

仙台市健康福祉局保健衛生部
生活衛生課食品衛生係 御中

食品の安全行政をすすめる懇談会

住所：仙台市青葉区柏木1-2-45

フォレスト仙台5F

電話番号：022-276-5162

座長 齋藤 昭子

(宮城県生活協同組合連合会会長理事)

構成団体

宮城県生活協同組合連合会会長理事 齋藤 昭子

特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット代表理事

小林 達子

主婦連合会仙台支部会長

勝又三千子

宮城県地域婦人団体連絡協議会会長

三浦 絢子

宮城県消費者団体連絡協議会会長

熊谷 睦子

みやぎ生活協同組合理事長

齋藤 昭子

生活協同組合あいコープみやぎ理事長

吉武 洋子

(財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事長

長谷川公一

平成22年度仙台市食品衛生監視指導計画(案)への意見

平成22年度仙台市食品衛生監視指導計画案に対して、下記の意見・要望を提出いたします。

記

1、食品等事業者の自主衛生管理推進のために、事業者への援助や指導を更に充実させるとともに、市民が情報入手しやすいようにしてください。

仙台市においては、平成21年度に続いて食品等事業者の自主衛生管理推進について重点事業と位置づけ、4月には「仙台市食品衛生法の施行に関する条例」を一部改正して「仙台市食品等の自主回収に関する取扱い指導要綱」を定めるなど、事業者への援助や指導内容が明確にされています。今後、食品等事業者による自主衛生管理を更に推進するためには、事業者が行うべき事項について更に周知するとともに、運用にあたっては消費者が事業者に対して信頼を高められるように消費者への情報提供(リスクコミュニケーション)をすすめてください。

2、消費者庁の設置に伴う関係部局との連携について明記してください。

昨年9月の消費者庁設置に伴い、食品表示の基準策定等の業務が消費者庁に移管されました。計画案には、他の関係自治体とあわせて消費者庁との連携が新たに明記されて

いますが、仙台市に寄せられる食の分野に関する消費者相談業務については、庁内の消費者行政担当部局と連携し対応することが必要です。特に増加する健康食品による危害情報は、消費者への知識普及だけでなく、相談事例なども参考に、より最新の情報提供ができるように消費生活センターなどとの連携も明記してください。

3、食品衛生モニターについては、その活動を施策に反映させるための仕組みの再構築をすすめてください。

食品衛生モニター約50名が行っている意見の提言やアンケートの回答について、どのように施策に反映されているのかを明確にするとともに、行政との相互理解の推進につながるように仕組みを見直してください。また、モニターは2004年度の100名に比べるとその数が半減しています。モニターは消費者とのリスクコミュニケーションの中で重要な位置を占めていますので、現在のモニター数が適正かどうかの検証を行い、なるべく多くの市民が施策に意見を反映させられるような仕組みにしてください。

4、市民とのリスクコミュニケーションを更に充実させてください。

市民とのリスクコミュニケーションとしては、食品安全対策協議会や講演会の開催・各種パンフレットやホームページによる情報提供の他、市民からの意見募集や食品衛生モニター会議による情報提供などが行われていますが、マスメディアを活用して、より具体的な情報の発信を図るとともに、講演会やシンポジウムなどは、多くの市民が参加しやすい日程・企画を工夫するなど、消費者が意見を出しやすい形式での市民とのリスクコミュニケーションを充実させてください。

5、その他

「仙台市食品等の自主回収に関する取扱い指導要綱」では、営業者の自主回収について手続きを定め、情報の早期把握や必要な指導・支援を行うとしていますが、より実効性を確保していくためには、自主回収の報告義務だけでなく、営業者の責務や、行政の立入調査権限の規定をおくことができる条例の制定によって市民の安心の確保が図られると考えます。そのためには「仙台市食の安全に関する条例（仮称）」を制定し、より実効性のある施策を市民に示してください。

以上